

緊急連絡

平成20年4月1日

会員各位

社団法人三重県トラック協会

## 道路特定財源のうち暫定税率の期限切れに伴う 交付金助成事業の凍結のお知らせ

昭和51年度から平成19年度まで、各都道府県トラック協会及びバス協会を対象に実施されてきた、「運輸事業振興助成交付金制度」が、本日4月1日、午前0時をもって、道路特定財源の暫定税率が期限切れとなり、平成20年度以降の対応が不透明な情勢となりました。

当県協会は、全日本トラック協会と連携し、関係行政機関との調整を図り、今後の事業推進について、その実施方法等を検討してまいりますが、現時点におきましては、従来実施してまいりました各種助成事業の執行ができない状態にあり、4月以降支払いが発生する事案は、今後の方針が確定するまでの間、その取扱を凍結（取扱保留）させていただきます。

協会は、会員各位とともにこれまで取り組んできた事故防止・環境対策等が後退する事のないように各方面と調整を図ってまいります。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、新たな事業推進計画が決定次第、改めてご案内申しあげますので、ご理解の程よろしくお願い申しあげます。

なお、今回の暫定税率の期限切れにより、本日、4月1日以降の軽油の購入価格は、軽油引取税の暫定税率分 17.1円/リッター が値下がりすることとなりました。

また、ご不明な点等につきましては、協会までご連絡いただきますようご案内申しあげます。（TEL 本部 059-227-6767 、 北部サービスセンター 059-353-4522）